

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令案」及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示案」に関する御意見の募集
について

令和5年2月3日
厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令案」及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示案」について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和5年2月3日（金）～令和5年3月4日（土）（必着）

2. 御意見募集対象

- ・ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示案について（概要）

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「介護保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局高齢者支援課宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び

住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。